

議案第50号

さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年さいたま市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）<u>第25条の2</u>に規定する特定動物をいう。</p> <p>(飼い主等の責務)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 飼い主は、飼養する動物がみだりに繁殖して適正な飼養が困難となるおそれがあると認める場合<u>（法第37条第1項に規定する場合を除く。）</u>は、生殖を不能にする手術その他の繁殖を防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>4 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）<u>第26条第1項</u>に規定する特定動物をいう。</p> <p>(飼い主等の責務)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 飼い主は、飼養する動物がみだりに繁殖して適正な飼養が困難となるおそれがあると認める場合は、生殖を不能にする手術その他の繁殖を防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>4 [略]</p>

(多数の動物の飼養に係る届出)

第9条の2 犬又は猫(生後90日以内のものを除く。)その他の規則で定める動物(以下この項及び第3項において「対象動物」という。)の飼い主は、当該対象動物の数が一の飼養施設等(施設若しくは飼養の用に供する建物(これらの敷地を含む。)又は飼養の用に供する土地(施設又は飼養の用に供する建物の敷地を除く。))をいう。以下この項において同じ。)において規則で定める数以上となったときは、その日から30日以内に、当該飼養施設等ごとに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、法第10条第1項の登録を受けた者又は法第24条の2の2の規定による届出をした者その他規則で定める者は、この限りでない。

(1)~(5) [略]

2・3 [略]

(命令)

第21条 [略]

2 市長は、法第25条の2の規定に違反して飼養されている特定動物があると認めるときは、当該特定動物の飼い主に対し、期限を定めて、次に掲げる措置をとるべきことを命じることができる。

(1) 特定動物を他の施設(法第26条第1項に規定する特定飼養施設に限る。)へ移送すること。

(2)・(3) [略]

(動物愛護指導員)

第22条 市長は、法第37条の3第1項に規定する動物愛護管理担当職員として、動物愛護指導員を置く。

(多数の動物の飼養に係る届出)

第9条の2 犬又は猫(生後90日以内のものを除く。)その他の規則で定める動物(以下この項及び第3項において「対象動物」という。)の飼い主は、当該対象動物の数が一の飼養施設等(施設若しくは飼養の用に供する建物(これらの敷地を含む。)又は飼養の用に供する土地(施設又は飼養の用に供する建物の敷地を除く。))をいう。以下この項において同じ。)において規則で定める数以上となったときは、その日から30日以内に、当該飼養施設等ごとに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、法第10条第1項の登録を受けた者又は法第24条の2の規定による届出をした者その他規則で定める者は、この限りでない。

(1)~(5) [略]

2・3 [略]

(命令)

第21条 [略]

2 市長は、法第26条第1項の規定に違反して飼養されている特定動物があると認めるときは、当該特定動物の飼い主に対し、期限を定めて、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) 特定動物を他の施設(法第26条に規定する特定飼養施設に限る。)へ移送すること。

(2)・(3) [略]

(動物愛護指導員)

第22条 市長は、市の職員であつて、獣医師等動物の適正な飼養に関し専門的な知識を有するものを動物愛護指導員として任命することができる。

2 前項の動物愛護指導員は、第10条、第14条及び第19条に規定する事務を行うものとする。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。